

福岡県行政不服審査会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡県行政不服審査会運営規則（平成28年 月 日制定）第25条第4項の規定に基づき、福岡県行政不服審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の決定等）

- 第3条 一般の定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。
- 2 福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
 - 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴席に入場することができない者）

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- 一 決定した傍聴人以外の者
- 二 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

- 第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（実施細目）

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年 月 日から施行する。